

# 審 査 基 準

平成 1 4 年 2 月 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第 1 条の 4 第 2 項
処 分 の 概 要：車いすの確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5 日
申 請 先： 警察署の交通課（係）
問 い 合 わ せ 先： 警察署の交通課（係）
備 考：

別紙：

審査基準：

確認の申請を受理した警察署長は、申請に係る大きさの車いす（車体の大きさの基準に適合しない車いす）を用いることがやむを得ないと認められるときは、確認を行うものとする。

その具体例は、

身体障がいにより下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合

頸椎に障がいがあり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合

一方の下肢は身体障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合

身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を証明する医師等の作成した書面がある場合

などである。